

ASAHI NEWS

令和2年5月13日
第122号

朝日税理士法人 城南支社
TEL:03-3700-3331
FAX:03-3700-8942
<http://www.asahitax.jp>



■ ■ ■ 5月の主な予定 ■ ■ ■

税務・会計

3月決算法人の確定申告：6月1日(法人税、消費税、事業税、住民税)

所得税確定申告の延納届出による延納税額の納付：6月1日

自動車税の納付：都道府県が条例で定める日

経営・経済

5月18日：1～3月期GDP速報値(内閣府)

5月21日：貿易統計発表(財務省)

5月22日：全国消費者物価指数発表(総務省)

5月29日：消費動向調査(内閣府)

5月29日：有効求人倍率発表(厚労省)

5月29日：鉱工業生産・出荷・在庫指数速報(経産省)



新型コロナウイルス感染症に対する支援制度①

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多く事業者の方が深刻な影響を受けています。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方向けの支援制度についても、令和2年4月30日に補正予算が成立するなど、日々拡充されています。本号では、「**税制**」、「**融資**」、「**助成金・給付金**」の切り口から主要な支援制度の概要や手続きなどをご紹介します。なお、制度によっては、申請から適用を受けるまでに時間を要するケースや、申請時に予算がすべて消化されているケースも想定されます。適用を考えている制度がありましたら、まずは弊社担当者にご相談ください。

※本資料は令和2年4月30日時点の情報に基づいて作成しております。今後の新たな制度の情報にご注意ください。

税制関連の支援制度

制度名	概要	手続等
① 申告・納付等の期限の個別延長	・ 災害その他やむを得ない理由により、申告期限等の延長を受けようとする場合には、災害等のやんだ日から相当の期間(概ね1か月以内)内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出すれば、税務署長等が指定した日(災害等のやんだ日から2か月以内)まで期限が延長されます。	「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の提出 (申請書の提出に代えて、申告書余白等への付記によることも可能)
② 納付の猶予制度(現行措置)	・ 資金繰りの悪化により、国税を納付期限までに一時に納められない方には、税務署に申請を行うことにより、最大で1年間の分割納付が認められ、延滞税が軽減又は免除される納付の猶予制度が設けられています。地方税、社会保険料についても同様の猶予制度が設けられています。	「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」の提出
③ 納付の猶予制度(特例措置)(※1)	・ 令和2年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において、収入が大幅に減少(前年同期比概ね20%以上の減)し、かつ、一時に納税を行うことが困難である者に対し、納税が猶予される特例が設けられました。 ・ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税(所得税、法人税、消費税等ほぼすべての税目)、地方税(ほぼすべての税目)が対象になります。 ・ 社会保険料についても同様の猶予制度が設けられました。	令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日までに「納税の猶予申請書(特例猶予用)」を提出
④ 償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置(※1)	・ 厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする特例措置が設けられました。	令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の確認を受けて各市区町村に申告
⑤ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制(※1)	・ 中小企業等経営強化法の対象となる設備の類型に、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型が追加されました。 ・ 中小企業者等が、デジタル化設備の要件を満たす設備として経済産業大臣の確認を受けた上で、主務大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき、テレワークに必要な一定の設備を取得等をした場合には、即時償却又は税額控除(7%(資本金3,000万円以下の法人は10%))ができるようになりました。	従来の中小企業経営強化税制(B類型)と概ね同様の手続
⑥ 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例(※1)	・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の一定期間における売上が著しく減少(前年同期比概ね50%以上)した場合、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間(注1)以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する(又はやめる)ことができるようになりました。 (注1)特定課税期間とは、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間をいいます。	特定課税期間の確定申告期限までに、特例承認申請書を提出(別途、選択届出書または選択不適用届出書の提出も必要)
⑦ 青色欠損金の繰戻し還付の特例(※1)	・ 青色欠損金の繰戻し還付について、いわゆる中堅企業(資本金1億円超10億円以下の法人)も適用できることになりました。令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用されます。	従来の青色欠損金の繰戻し還付と同様の手続
⑧ 特別貸付けに係る金銭消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税(※1)	・ 公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書については、印紙税が非課税となります。	既に印紙税を納付している場合には、「印紙税過誤納確認申請書」を提出

(※1)令和2年4月30日に成立した「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」による支援制度です。

新型コロナウイルス感染症に対する支援制度②

融資関連の支援制度

申込・相談 窓口	制度名	条件	概要
日本政策金融公庫 (沖縄県の事業者の 方は沖縄振興開発 金融公庫)	① 新型コロナウイルス 感染症特別貸 (※2)	売上高5%以上減少	・ 中小事業3億円、国民事業6,000万円(別枠) ・ 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 ・ 国民事業の利下げ及び利子補給は①～④で共有
	② 新型コロナウイルス 対策マル経融資 (拡充) (※2)	売上高5%以上減少 (小規模事業者)	・ 1,000万円(別枠) ・ 設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 ・ 国民事業の利下げ及び利子補給は①～④で共有
	③ 生活衛生新型コロナ ウイルス感染症特別 貸付 (※2)	売上高5%以上減少 (生活衛生関係営業)	・ 6,000万円(別枠) ・ 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 (運転資金は振興計画認定組合の組合員の方のみ) ・ 国民事業の利下げ及び利子補給は①～④で共有
	④ 新型コロナウイルス 対策衛経融資(生 活衛生改善貸付 の拡充) (※2)		・ 1,000万円(別枠) ・ 設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内 ・ 国民事業の利下げ及び利子補給は①～④で共有
	⑤ 衛生環境激変対策 特別貸付	売上高10%以上減少 (生活衛生関係営業)	・ 1,000万円(旅館業は3,000万円・いずれも別枠) ・ 運転7年、うち据置2年以内
	⑥ セーフティネット貸付	売上高減少幅に関係 なく	・ 中小事業7.2億円、国民事業4,800万円 ・ 設備15年、運転8年、うち据置3年以内
商工組合中央金庫	⑦ 商工中金等による 「危機対応融資」(※2)	売上高5%以上減少	・ 3億円(別枠) ・ 設備20年、運転15年、うち据置5年以内
民間金融機関 信用保証協会	⑧ セーフティネット保証 5号	売上高5%以上減少	・ 借入債務の80%を信用保証協会が保証 ・ 2.8億円(別枠。⑩と共有) ・ 保証料半額又はゼロ、金利ゼロの対象
	⑨ 危機関連保証	売上高15%以上減少	・ 借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・ 2.8億円(別枠) ・ 保証料・金利ゼロの対象
	⑩ セーフティネット保証 4号	売上高20%以上減少	・ 借入債務の100%を信用保証協会が保証 ・ 2.8億円(別枠。⑧と共有) ・ 保証料・金利ゼロの対象

(※2)追加要件を満たせば、実質無利子・無担保の対象となります。

助成金・給付金関連の支援制度

申込・相談 窓口	制度名	条件	概要
経済産業省(中小企業 金融・給付相談窓口)	持続化給付金	売上が50%以上減少	給付額: 法人は200万円、個人事業者等は100万円 (昨年1年間の売上減少分を上限)
都道府県労働局 または ハローワーク	雇用調整助成金 (新型コロナウイルス 感染症特例措置) (※3)	生産指標(販売量、売 上高等の事業活動を 示す指標)の5%以上 減少	対象: 雇用保険適用で新型コロナの影響がある企業 助成率(解雇なし): 中小企業9/10、大企業3/4 助成率(上記以外): 中小企業4/5、大企業2/3 労働者: 正社員、新入社員やパートにも対象を拡大 手続き: 休業など計画を令和2年6月末迄に提出 ※一人一日当たり、8,330円が上限
東京都	東京都感染拡大 防止協力金 (※4)	都から休止や営業時間 の短縮要請を受けた施 設を運営	対象: 緊急事態措置期間中に全面的に協力した事業者 (中小企業及び個人事業主) 支給額: 50万円(2店舗以上は100万円)

(※3)労働基準法上の基準を超える休業手当を支払う等、一定の要件を満たす中小企業には、助成率を10/10とする更なる特例措置が設けられました。
(※4)東京都以外にも同様の休業補償金制度を設けている道府県がありますので、事業所所在地の道府県にお問い合わせください。